

令和5年度 神戸市 AI の活用等に関する有識者会議（第1回） 議事要旨

日 時：2023年11月30日（木）10:00～12:00

場 所：神戸市役所1号館 24階 1247会議室

議事要旨：（仮称）神戸市における AI の活用等に関する条例（案）について、市の考える条例の目的、対象、条例に掲げる基本理念、基本指針、リスクアセスメントをどのようにして構築するかなど、幅広く意見をいただいた。

○主な意見

【国の「新 AI 事業者ガイドラインとの関係」】

・現状、市の条例（案）は第7部「業務で AI を利用する者向け」にフォーカスしている。

第4部「学習実施者向け」も考慮が必要となるケースが出てくるかもしれない。

【条例の目的】

・生物多様性や人工的な道路・施設の資産の保全なども対象として良いのではないか。

【基本理念】

- ・アカウントビリティの観点が必要となり、説明責任や透明性だけでなく、責任の所在や誰が責任をとるのかというのを示すことが重要となる。
- ・サービスの導入形態によって、責任分界点を明確にすることが必要となる。

【基本指針】

- ・人間も技術も完全ではないことを前提に、継続的な改善を図りながら運用していくこと、AI がブラックボックス化しないこと。
- ・バイアスは一定存在し、なくすことは困難。バイアスが悪い影響を与えないように低減を図る。
- ・計画策定などに AI を活用し、その判定結果の検証が長期に渡す場合など、長期的にフォローを行う観点が必要となる。
- ・AI を提供する事業者により、学習するデータや、利用規約が異なる。継続的にチェックしていく必要がある。
- ・AI の導入時だけでなく、定期的に安全性の確認を行うこと。
- ・日々技術が進歩する分野のため、ユースケースの事例研究に継続的に取り組む必要がある。

【リスクアセスメント】

- ・対象については、行政処分や基本的な計画のみならず、公共インフラに関する AI を活用する場合など、幅広く捉える必要ではないか。
- ・有事と平時の対応について、あらかじめリスクアセスメントの対象とするのかどうか、可能な範囲で整理する必要があるのではないか。
- ・暴力行為などを助長するリスクがないか、リスクアセスメントの項目に入れるべきではないか。
- ・人間が間違った判断や誤解をしないユーザーインターフェース、操作性が必要ではないか。
- ・学習データ、説明可能性をリスクアセスメントする場合、市としてどの程度まで実施するか、対称範囲の整理が必要ではないか。
- ・様々なステークホルダーを想定して、リスクアセスメントする必要がある。
- ・AI を利用する事務について、通報による再検討の仕組みが必要ではないか。
- ・将来的に職員が不足した場合を見据え、AI に判断を任せる部分をどの範囲にするか議論が必要ではないか。